

独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部と国立大学法人島根大学との相互協力に関する連携協定書

独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部（以下「甲」という。）と国立大学法人島根大学（以下「乙」という。）は、相互に連携して協力することに関し、以下のとおり合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域活性化に資する人材を育成するとともに、地域社会の発展と産業の振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、以下の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) アントレプレナーシップ教育に関すること
- (2) 起業化及び創業支援に関すること
- (3) 新たな商品・サービスの開発支援に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、相手方から開示を受けた一切の情報を本協定に基づく活動にのみ使用するものとし、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 相手方から開示された時点で既に公知となっているもの
- (2) 相手方から開示された後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に自ら適法に保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに甲又は乙から書面による申出のないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通保有する。

令和6年10月4日

甲 広島県広島市中区八丁堀5-7
独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部

本部長 西 祐喜雄

乙 島根県松江市西川津町10-60
国立大学法人島根大学

学長 大谷 浩